


Japan Tax Newsletter

デロイト トーマツ 税理士法人

2021年12月13日号



【速報】 令和4年度税制改正大綱 ～グループ通算制度～

投資簿価修正の買収プレミアム問題への対応

令和3年12月10日、与党より令和4年度与党税制改正大綱（以下「大綱」）が公表された。

現行の連結納税制度は、令和2年度税制改正により、令和4年4月1日以後開始事業年度につきグループ通算制度に改組されることが決定しているが、大綱において、このうち投資簿価修正について、改正されることになった。

本ニュースターでは、当該改正が行われることになった背景と、その内容について速報版として解説する。

なお、本文中の法令は、令和4年4月1日以後開始事業年度に適用されるものを記載している。

1. これまでの経緯

現行の連結納税制度は、令和2年度税制改正により、令和4年4月1日以後開始事業年度についてグループ通算制度に変更されることが決定している。

投資簿価修正は、連結納税制度においても従来から存在する仕組みであり、連結納税制度を適用する連結納税グループから離脱する子法人について、その投資簿価金額に一定の修正を加えるものである。その内容は、連結納税グループ内での二重課税・二重控除を回避するため、連結納税参加中の利益積立金の増減額について、連結子法人株式の簿価を修正するものであった。

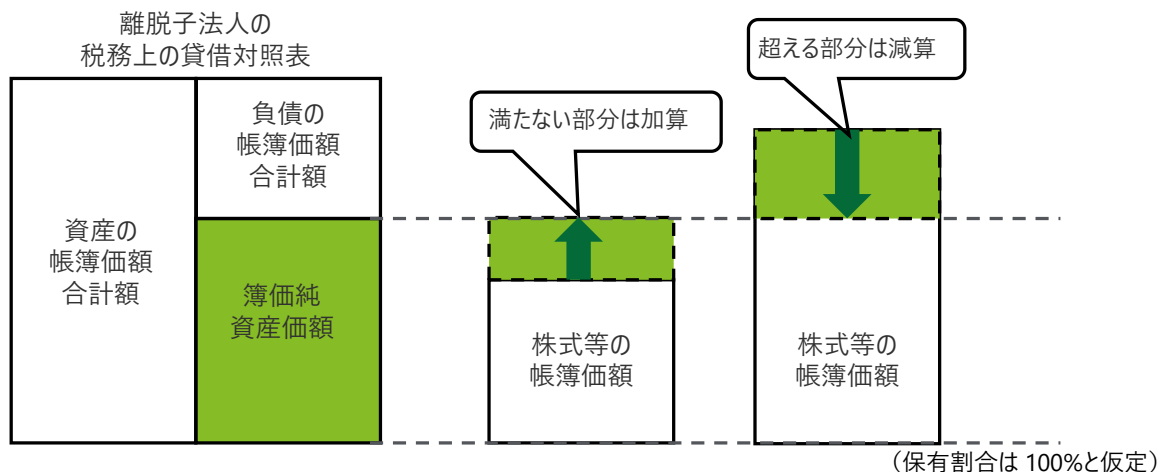
グループ通算制度への改組に伴い、投資簿価修正の内容も大きく改正されることが決まっており、その新しい規定内容につき、過年度の買収プレミアムについての損金算入の機会が失われる結果が予想されており、これから適用を迎える企業グループへの影響が大きいものとして、税制改正要望の声があがっていた。さらに、コロナ禍による経済停滞等も重なり、これらの状況を無視するわけにはいけない状況となった。

そこで、大綱に改正内容が盛り込まれることになり、グループ通算制度の施行前ではあるが、その内容の一部が変更される結果になった。

2. グループ通算制度における投資簿価修正

(1) 基本的な考え方

グループ通算制度における投資簿価修正は、通算グループから通算子法人が離脱する場合、その株式等を保有する通算法人において、その帳簿価額が離脱子法人の簿価純資産価額×保有割合に等しくなるように、投資簿価を修正することとされている（法令 119 の 3⑤、119 の 4①）。



これは、離脱直前の離脱子法人への投資簿価を、その中身である簿価純資産価額と等しくなるよう修正することにより、含み損益等を利用した租税回避を防止するものである。

連結納税制度における投資簿価修正における投資簿価修正額は、連結納税参加中の利益積立金の増減額とされており、連結納税参加中の二重課税を排除するものであった。

これとは異なり、グループ通算制度における投資簿価修正は、100%子法人への投資簿価をその中身である簿価純資産価額、すなわちインサイド・ベースで測るという考え方となっている。通算子法人をあたかも吸収合併したかのように捉え、その中身で投資簿価をとらえる考え方であり、組織再編税制との整合性を重視したグループ通算制度の基本的考え方と整合性のとれたものとなっている。

(2) 問題点

(1)で解説したグループ通算制度における投資簿価修正を行うと、通算子法人株式を外部譲渡した場合に、株主である通算法人において計上される譲渡損益は、当該通算子法人における資産・負債の含み損益相当のみになる。

その結果、これからグループ通算制度の適用を迎えようとする企業グループにおいて問題となってきたのが、過年度にプレミアム付きで買収してきた子法人株式の取扱いであった。

過年度に業績を期待してプレミアムを付けて買収した子法人について、結果的に業績が上がらず、投資簿価がその中身に比して高くなっているような場合に、当該投資簿価修正を行うと、その投資簿価が簿価純資産に等しくなるよう株式帳簿価額が修正され、株式譲渡損がほとんど計上されない結果になる。

すなわち、通算子法人について過年度に支出したプレミアムがある場合、仮に将来その株式を譲渡したとしても、そのプレミアム相当分について損金算入する機会が失われるのである。

【具体例】

当社（P社）は親法人であり、A社について、10年前にその営業に価値があると判断して発行済株式の100%を5,000で買収した（買収時点の簿価純資産1,500）。（なお、営業権的な価値を除き、個別資産・負債に含み損益は無いものとする）

しかし、期待通りに事業計画が進まず、会計上は前期にA社株式の減損処理をして税務上は加算している。

このたび、A社の株式の全てをX4年9月1日に1,500で外部譲渡することになった（譲渡直前の簿価純資産2,000）。

なお、加入・離脱時の資産の時価評価を行う場合には該当しないものとする。

(買収時)

A 社 税務簿価			
資産	5,000	負債	3,500
		資本金	500
		利益積立金	1,000
	5,000		5,000

(資産・負債は簿価 = 時価とする)

簿価純資産 1,500
(時価純資産も同額とする)

P 社における A 社 投資簿価	
	5,000

プレミアムを付けて買収

(離脱日の前日 (X4 年 8 月 31 日))

A 社 税務簿価			
資産	5,000	負債	3,000
		資本金	500
		利益積立金	1,500
	5,000		5,000

簿価純資産 2,000

直近 2 期連続で赤字
累積では利益を少額計上

P 社における A 社 投資簿価	
	?

投資簿価修正を行う

■ 連結納税制度の場合

➤ 投資簿価修正

- 買収後の A 社の利益積立金増減額は +500 であるため、その分 A 社株式帳簿価額を修正する

借方		貸方	
A 社株式	500	利益積立金	500

➤ 株式譲渡

- 投資簿価修正後の A 社株式簿価 5,500 を譲渡原価にする

借方		貸方	
現預金	1,500	A 社株式	5,500
譲渡損	4,000		

■ グループ通算制度の場合

➤ 投資簿価修正

- A 社株式帳簿価額 = 5,000 > A 社簿価純資産価額 2,000 × 100% のため、差額の 3,000 を減算する

借方		貸方	
利益積立金	3,000	A 社株式	3,000

➤ 株式譲渡

- 投資簿価修正後の A 社株式簿価 2,000 を譲渡原価にする

借方		貸方	
現預金	1,500	A 社株式	2,000
譲渡損	500		

このように、連結納税制度下で A 社株式を譲渡すると譲渡損が 4,000 生ずるはずだったところ、グループ通算制度下で譲渡すると 500 の譲渡損しか生じなくなる。

近年、コロナ禍による経済停滞等に伴い、不採算子法人の売却等が検討されることも多い。そのような経済環境の中、令和 4 年 4 月 1 日にグループ通算制度適用開始が迫り、上記のように過去の買収プレミアムについて損金算入機会を失うことにつき、税制改正要望の声が強まった。

3. 大綱に示された改正内容

この状況を受け、大綱では、離脱子法人株式の投資簿価修正をするに当たり、離脱子法人株式の投資簿価とされる金額（離脱する通算子法人の簿価純資産価額）にその資産調整勘定等対応金額を加算できる措置が設けられることになった。投資簿価に加算できるとされた「資産調整勘定等対応金額」の定義や、その他の取扱いは概ね次のとおりとされている。

- 離脱子法人株式の投資簿価修正をするに当たり、離脱子法人株式の投資簿価とされる金額（離脱する通算子法人の簿価純資産価額）にその資産調整勘定等対応金額を加算できる措置が設けられる
- 資産調整勘定等対応金額＝離脱子法人の通算開始・加入前に通算グループ内の法人が時価取得した子法人株式の取得価額のうち、**その取得価額を合併対価としてその取得時にその通算子法人を被合併法人とする非適格合併を行うものとした場合に資産調整勘定又は負債調整勘定として計算される金額**に相当する金額
 - 子法人株式の時価取得が段階的に行われる場合又は通算グループ内の複数の法人により行われる場合には、各通算法人の各取得時における調整勘定として計算される金額×取得株式数割合の合計額
 - 当該通算子法人を被合併法人等とする非適格合併等が行われた場合には零
- 連結納税制度からグループ通算法人に移行したグループの連結開始・加入法人についても対象
- 離脱子法人の株式を保有する各通算法人において、以下の両方に該当する場合に限られる
 - その離脱子法人に係る資産調整勘定等対応金額について離脱時の属する事業年度の確定申告書等にその計算に関する明細書を添付が必要
 - 計算の基礎となる事項を記載した書類を保存
- 対象となる離脱子法人からは、主要な事業の継続が見込まれないことにより離脱等に伴う資産の時価評価制度の適用を受ける法人が除かれる

ここで、「**その取得価額を合併対価としてその取得時にその通算子法人を被合併法人とする非適格合併を行うものとした場合に資産調整勘定又は負債調整勘定として計算される金額**」について解説する。

非適格合併により資産・負債が移転する場合、基本的に、被合併法人は時価により資産・負債を譲渡したものとして処理し（法法 62①）、合併法人は時価によりそれらを受け入れたものとして処理する。そして、合併法人においては、合併対価と個別資産・負債の時価純資産価額（営業権にあっては独立した資産として取引される慣習のあるものに限る）との差額については、資産調整勘定又は負債調整勘定として認識し（次の算式となる）、その後合併法人において5年にわたり損金又は益金に算入することとされている（法法 62 の 8①④、法令 123 の 10③）。

$$\text{資産（負債）調整勘定} = \text{合併対価} - \text{個別資産・負債の時価純資産価額}$$

すなわち、個別資産・負債の時価純資産価額を超えて交付された合併対価の部分については、営業権的な価値のある部分として資産調整勘定として認識するのである（逆に満たない部分については負の営業権的な部分として負債調整勘定として認識する）。この考え方をグループ通算制度（又は連結納税制度）開始・加入時に転用し、買収プレミアム的な部分を次のように計算することとされた。

$$\text{資産調整勘定等対応金額} = \text{通算子法人株式取得価額} - \text{個別資産・負債の時価純資産価額}$$

2で検討した具体例につき、大綱による処理を行うと、次のようになる。具体例では、買収時の簿価純資産＝時価純資産＝1,500、買収価額＝5,000との前提であり、資産調整勘定等対応金額＝5,000－1,500＝3,500となる。

- 大綱による改正後：グループ通算制度の場合（明細添付等の要件を満たすものとする）
 - 投資簿価修正
 - ・ A社簿価純資産価額 2,000×100%＝2,000、資産調整勘定等対応金額＝3,500のため、投資簿価修正後の簿価は 2,000＋3,500＝5,500となり、A社株式帳簿価額＝5,000との差額の500を加算する

借方		貸方	
A社株式	500	利益積立金	500

➤ 株式譲渡

- ・ 投資簿価修正後のA社株式簿価5,500を譲渡原価にする

借方		貸方	
現預金	1,500	A社株式	5,500
譲渡損	4,000		

このように、買収時の買収プレミアムに相当する金額がA社投資簿価に加算され、その分の譲渡損が損金算入される結果になる。

4. 留意事項

大綱に示された改正案によると、以上のように、過年度の買収プレミアムの損金算入機会が復活することになる。

通算子法人株式の譲渡等を検討する場合には、その譲渡価額の交渉の際にもこれらを考慮して検討する必要がある点、留意されたい。

また、資産調整勘定等対応金額を計算するためには、連結納税又はグループ通算制度の開始・加入時の子法人の取得価額や個別資産・負債の時価を把握する必要があり、また、その計算の明細添付・書類保存が要求される。実務上はその具体的な計算方法（保存を要求される資料の対応を含む）が問題になると思われ、特に、子法人買収時から相当期間が経過している場合など、これらが困難であることが想定される。

さらに、買収プレミアムの内容が営業権の価値相当ではなく保有する土地や株式の含み益である場合には、当該規定によっても救われない点にも注意する必要がある。

なお、以上は大綱に示された改正案に従った解説であるが、実際の適用には、後日公表される法令等を確認する必要がある点に留意されたい。

（東京事務所 鈴木 肇、大野 久子）



令和4年度の税制改正トピックス

令和4年度の税制改正について、最新の情報を集めて掲載しています。

www.deloitte.com/jp/tax/tax-reform

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/japan

お問い合わせ

デロイト トーマツ税理士法人

所在地 〒100-8362 東京都千代田区丸の内 3-2-3 丸の内二重橋ビルディング

Tel 03-6213-3800 (代)

email tax.cs@tohmatu.co.jp

会社概要 www.deloitte.com/jp/tax

税務サービス www.deloitte.com/jp/tax-services

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市以上に 1 万人を超える専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト (www.deloitte.com/jp) をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュトーマツリミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数を指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務およびこれらに関連するプロフェッショナルサービスの分野で世界最大級の規模を有し、150 を超える国・地域にわたるメンバーファームや関係法人のグローバルネットワーク（総称して“デロイトネットワーク”）を通じ Fortune Global 500® の 8 割の企業に対してサービスを提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 312,000 名の専門家については、(www.deloitte.com) をご覧ください。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2021. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001